

# 重要事項説明書

医療法人社団みずほ会  
みずほ居宅介護支援事業所  
(広島市指定 事業者番号 3470214598)

みずほ居宅介護支援事業所 重要事項説明書

1 居宅介護支援を提供する事業者

事業者の名称	医療法人社団みずほ会
代表者の氏名	理事長 清水 肇
法人の種別	医療法人
事業者の所在地	広島県広島市中区袋町5番13号
事業者の連絡先	電話：(082) 242-0102

2 居宅介護支援を提供する事業所

事業所の名称	みずほ居宅介護支援事業所
指定事業所番号	広島市指定 3470214598
初回指定年月日	令和3年12月1日
管理者の氏名	西森 卓也
事業所の所在地	広島県広島市中区袋町5番13号 JDS袋町ビル2F
事業所の連絡先	電話：(082) 207-3404 FAX：(082) 207-3405
営業日	月曜日～金曜日 ※ 祝祭日及び夏季・年末年始を除く
営業時間	9:00～18:00
通常の事業の実施地域	広島市（湯来町、似島町、宇品町は除く）
利用者の自宅訪問頻度	少なくとも月1回以上

3 職員の職種及び員数

(令和6年4月1日現在)

職種	員数	勤務形態及び員数	保有資格
管理者	1名	常勤兼務1名	主任介護支援専門員
介護支援専門員	6名	常勤兼務1名（再掲）	主任介護支援専門員
		常勤専従2名	主任介護支援専門員
		常勤専従3名	介護支援専門員

4 職種別職務内容

職種	職務内容
管理者	従業者の管理及びその業務の一元的な管理を行う。
主任介護支援専門員	介護支援業務及び他介護支援専門員の指導を行う。
介護支援専門員	居宅介護支援事業所における介護支援業務を行う。

## 5 事業の目的

居宅において要介護状態にある利用者に対し、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、適切な居宅介護支援を提供します。

## 6 事業の運営方針

事業の運営方針は、次に掲げるところによるものとします。

- (1) 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的且つ効率的に提供されるよう、配慮します。
- (2) 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。
- (3) 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅介護支援事業所、他の居宅サービス事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めます。

## 7 居宅介護支援サービスの内容

事業所は、居宅介護支援を次のとおり提供します。

### (1) 居宅サービス計画の作成

利用者の心身状況、生活環境、利用者及びその家族等のご希望を踏まえ、居宅サービス計画を作成します。なお、利用者は当事業所の担当介護支援専門員に対し、複数の居宅サービス事業者等の紹介を求めることができ、また居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

### (2) 居宅サービス事業者等との連絡調整

居宅サービス計画に基づく円滑且つ確実なサービス提供のため、利用者及びその家族等と居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行います。また、必要に応じてサービス担当者会議を開催します。

### (3) 利用者の状況及びサービス実施の状況の把握

利用者の自宅を毎月1回以上訪問し、利用者の現在の状況を把握します。また、居宅サービス事業者等と連携を図り、サービスの実施状況を把握し、評価します。

### (4) 居宅サービス計画の変更

利用者の状況及びサービス実施の状況を把握した上で、利用者及びその家族等の希望を踏まえ、必要に応じ居宅サービス計画を変更します。

### (5) 給付管理

居宅サービス計画に基づく居宅サービスについて、毎月給付管理を行います。

(6) 要介護認定等の申請に対する協力、援助

要介護認定等に係る申請について、利用者及びその家族等の意思を確認したうえで、要介護認定等の申請の代行等の必要な援助を行います。

(7) その他相談業務

介護保険施設等の紹介や日常生活を営むうえでの各種ご相談に応じます。

8 入院時の対応

医療機関への入院が必要となった場合は、当事業所の担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院された医療機関へお伝えください。また、日頃より、当事業所の担当介護支援専門員の氏名及び連絡先等が記載された書類等を介護保険被保険者証、健康保険被保険者証等とともに一緒に保管しておいてください。

9 利用料金

要介護認定を受けられている方は、介護保険から全額給付されるため、原則として自己負担はありません。ただし、介護保険料の滞納等の特別な事情により、法定代理受領ができない場合は、1ヵ月あたり以下の利用料金が発生します。なお、加算項目については、事業所及び利用者の状況に応じて算定の可否が決定されるため、以下に掲げる加算項目全てが算定となるわけではなく、算定可能な加算のみを算定します。

区分	算定項目	単位数	利用料金
基本部分	居宅介護支援費（Ⅰ）【要介護1・2】	1,086	11,620円
	居宅介護支援費（Ⅰ）【要介護3・4・5】	1,411	15,097円
加算部分	初回加算	300	3,210円
	特定事業所加算（Ⅰ）	519	5,553円
	特定事業所加算（Ⅱ）	421	4,504円
	特定事業所加算（Ⅲ）	323	3,456円
	特定事業所加算（A）	114	1,219円
	特定事業所医療介護連携加算	125	1,337円
	入院時情報連携加算（Ⅰ）	250	2,675円
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	200	2,140円
	退院・退所加算（Ⅰ）イ	450	4,815円
	退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600	6,420円
	退院・退所加算（Ⅱ）イ	600	6,420円
	退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750	8,025円
	退院・退所加算（Ⅲ）	900	9,630円
	通院時情報連携加算	50	535円
緊急時等居宅カンファレンス加算	200	2,140円	

	ターミナルケアマネジメント加算	400	4,280 円
--	-----------------	-----	---------

## 1 0 その他の費用

上記 2 の「通常の事業の実施地域」以外にお住まいの方に対して居宅介護支援を提供する場合は、交通費が別途必要となります。

移動に際し、自家用車を使用した場合は通常の事業の実施地域の境界から距離 1 キロメートルあたり 30 円、公共交通機関を使用した場合はその往復運賃をご負担いただきます。

## 1 1 利用料、その他の費用の請求及び支払方法

### (1) 請求方法

- ① 利用料及びその他の費用の額が発生した場合は、サービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額にてご請求いたします。
- ② 上記①に係る請求書は、ご利用の明細を付して、利用月の翌月 20 日頃に利用者へ送付いたします。

### (2) 支払方法

- ① 請求書が届きましたら、利用月の翌月末日までに、次に掲げる方法のいずれかによりお支払いください。なお、(イ)での支払い方法における手数料等については、ご負担をお願いします。
  - (ア) 当事業所事務局での現金支払い。
  - (イ) 当事業所指定の金融機関口座への振込み。
  - (ウ) 利用者が定める金融機関口座からの自動引落し。
- ② 当事業所は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対して領収書を発行いたします。なお、原則として領収書は再発行しません。

## 1 2 人権擁護と利用者の虐待防止のための措置

高齢者虐待が疑われるケースの通報が増加傾向にあり、介護支援専門員等の日常的な活動が高齢者虐待の防止や早期発見に大きく寄与する事を踏まえ、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）第 20 条に規定する措置等を講じ、利用者の人権の擁護や虐待に対する意識の啓発を図ります。

- (1) 成年後見制度の利用を支援します。
- (2) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を行います。
- (3) サービス提供事業者や擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人・知人等）による虐待を受けていると思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報します。

### 1.3 サービスに関する相談及び苦情の受付窓口

当事業所の居宅介護支援に関する相談及び苦情、ご利用になられている居宅サービスに関する相談及び苦情については、ご遠慮なく当事業所までお申し出ください。

受付窓口	みずほ居宅介護支援事業所 ご利用相談室
窓口責任者	介護事業部 部長 須田 政史
窓口担当者	管理者 西森 卓也
対応時間	月曜日～金曜日 9:00～18:00 ※祝祭日、夏季・年末年始を除く。
所在地	広島県広島市中区袋町5番13号 JDS袋町ビル2F
連絡先	電話：(082) 207-3404 FAX：(082) 207-3405

### 1.4 サービスに関する相談及び苦情のその他の窓口

上記1.3以外にも、以下の機関にて相談及び苦情を受け付けております。

広島県国民健康保険団体連合会	利用時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15 ※祝祭日、年末年始を除く
	連絡先	電話：(082) 554-0783
広島市役所介護保険課	利用時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15 ※祝祭日、年末年始を除く
	連絡先	電話：(082) 504-2183
中区厚生部福祉課高齢介護係	利用時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15 ※祝祭日、年末年始を除く
	連絡先	電話：(082) 504-2478
西区厚生部福祉課高齢介護係	利用時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15 ※祝祭日、年末年始を除く
	連絡先	電話：(082) 294-6585

※各圏域の地域包括支援センターも相談窓口となっております。

### 1.5 秘密保持及び個人情報の取り扱い

(1) 当事業所は、利用者及びその家族等に関する個人情報を以下に掲げる目的以外には使用しません。

- ① 利用者に対する居宅介護支援
- ② 介護保険に関する事務
- ③ 利用者のために行う管理運営業務

(2) 事業者、従業者及び従業者であった者は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た利用者及びその家族等に関する個人情報を正当な理由なく第三者に提供しません。この守秘義務は、利用契約終了後も継続します。

- (3) 事業者及び従業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を使用しません。
- (4) 事業者及び従業者は、利用者の家族等から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の家族等の個人情報を使用しません。
- (5) 従業者教育のための研究会や学会における研究発表等で個人情報を使用する場合は、利用者個人を特定することができないよう、仮名や記号を使用します。
- (6) 事業者は、以下の目的のため、利用者及びその家族等に関する個人情報を第三者に提供する場合があります。
  - ① 市区町、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、その他居宅サービス事業者等との連携及び連絡調整等に必要な場合
  - ② 緊急時における医療機関や主治医、消防や警察等との連携及び連絡調整に必要な場合
  - ③ 損害賠償等の請求に係る保険会社等への相談や届け出等に必要な場合
  - ④ 介護保険の保険者等、市区町や公的機関からの照会に係る回答に必要な場合
  - ⑤ 外部監査機関、評価機関等への情報提供に必要な場合
  - ⑥ その他、管理者が必要と認める場合
- (7) 事業者は、利用者が医療系サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導及び短期入所療養介護等）の利用を希望される場合は、利用者及びその家族等の同意を得た上で、主治医の医師等の意見を求めます。なお、この意見を求めた主治医の医師等に対しては、居宅サービス計画を交付します。
- (8) 事業者は、主治医の医師等が適切な判断を行うことができるよう、居宅サービス事業所から得た利用者の口腔に関する問題や服薬の状況、利用者宅の訪問時に担当介護支援専門員が把握した利用者の状態について、主治医の医師等に必要な情報を提供します。

## 1.6 損害賠償

- (1) 事業者は、居宅介護支援の提供に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、利用者の置かれた状況を斟酌し、減額することが相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。
- (2) 利用者の故意又は過失が認められ、事業者に損害が生じた場合には、利用者及びその家族等はその損害を賠償するものとします。

## 1.7 その他の重要事項

- (1) 以下に掲げる事項が発生した場合は、早急に当事業所までお知らせください。内容によっては、介護保険給付が遅延する等、一時的に多額の費用が生じる場合があるま

すので、ご注意ください。

- ① 当事業所が作成した居宅サービス計画に定められていない居宅サービス等を利用された場合
- ② 介護保険証の記載内容に変更が生じた場合
- ③ 要介護認定等の申請（新規申請、更新申請、区分変更申請）を行った場合
- ④ 負担軽減に係る各種減免制度に関する決定、変更、資格喪失等が発生した場合
- ⑤ 生活保護や医療における公費負担制度等に関する決定、変更、資格喪失等が発生した場合
- ⑥ 住民票のある住所地が変更となった場合

## （２）介護支援専門員の交替

### ① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

### ② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

## 1.8 サービス利用にあたっての禁止事項について

- （１）利用者及びその家族等からの飲食物、物品、金銭の授受は一切お断りしております。
- （２）利用者、家族、関係者等において、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。
  - ① 従業者に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
  - ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為
  - ③ サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載する事

※具体的なハラスメント行為については以下をご確認ください。

### 【身体的暴力】

・物を投げつける ・叩く、蹴る、つねる等 ・首を絞める ・唾を吐く 等

### 【精神的暴力】

・人格を否定するような発言をする ・大声で怒鳴る ・威圧的な態度で文句を言い続ける ・理不尽なサービスを要求する ・嫌がらせをする 等

### 【セクシュアルハラスメント】

・必要もなく身体を触る ・抱きしめる ・性的な話をする ・卑猥な言動を繰り返す 等

本書2通を作成し、利用者及び事業者が1通ずつを保有するものとします。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者又はそのご家族等に対して、本書面にに基づき、当事業所の重要事項を説明しました。

< 説明年月日 > 令和 年 月 日

< 法人名 > 医療法人社団みずほ会

< 法人所在地 > 広島県広島市中区袋町5番13号

< 代表者 > 理事長 清水 肇

< 事業所 > みずほ居宅介護支援事業所

< 事業者番号 > 広島市指定 3470214598

< 所在地 > 広島県広島市中区袋町5番13号 JDS袋町ビル2F

< 連絡先 > (082) 207-3404

< 管理者 > 西森 卓也

< 担当者 > \_\_\_\_\_

< 利用者 > \_\_\_\_\_

< 住所 > \_\_\_\_\_

< 代理人 > \_\_\_\_\_ (続柄: \_\_\_\_\_)

< 住所 > \_\_\_\_\_

